

JASDAQ・ヘラクレスの市場統合に伴う諸制度の整備について（案）

平成 22 年 2 月 16 日
株式会社大阪証券取引所
株式会社ジャスダック証券取引所

I 趣 旨

現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」）と株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」）は、平成 22 年 4 月 1 日を合併期日とした経営統合を予定しているが、大証の開設する市場であるニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」）とジャスダックの開設する市場である JASDAQ 及び NEO を、平成 22 年 10 月を目途に新たに開設する新興市場（以下「JASDAQ 市場」）に統合することとし、関連する上場制度及び売買制度等の諸整備を行うこととする。

新しい JASDAQ 市場の基本理念は、『新しい産業や中堅・中小企業に幅広くエクイティ資金を供給することを通じて、その成長を支援するとともに、投資者にとって魅力的な投資機会を提供』することである。また、①信頼性、②革新性、③地域性・国際性という 3 つの市場コンセプトを掲げ、当面は、投資者・上場会社・証券会社はもとより、起業家・監査法人・ベンチャーキャピタルといった、幅広い市場関係者と円滑な意思疎通を行いながら、持続的に発展する国内最大の新興市場としての基盤を固め、米国 NASDAQ 市場のような、オリジナリティー溢れた世界のベンチマークとなる新興市場となることを目指すこととしたい。

なお、市場統合時には、現行のヘラクレス、JASDAQ 及び NEO の上場銘柄は、JASDAQ 市場の上場銘柄として引き継がれることとし、改めて上場申請を行う必要はなく、新たに適用する規則については、市場統合により投資者及び上場会社に不利益変更を生じさせることのないよう、必要に応じて経過措置を設けることとする。

また、市場統合により、大証の規則上、現行ヘラクレスに係る有価証券上場規程関係の規程及び経営統合時に新設される予定のJASDAQ及びNEOに係る規程を廃止し、新たな統合市場のための諸規則において、次に掲げる所要の整備を図ることとする。

II 概要

項 目	内 容	備 考
I 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 新しい産業や中堅・中小企業に幅広くエクイティ資金を供給することを通じて、その成長を支援するとともに、投資者にとって魅力的な投資機会を提供することを目的として、当該企業の有価証券に係る上場制度を設けることとし、あわせて取引参加者制度及び売買制度等について整備することとする。 JASDAQ市場への上場については、新設される有価証券上場規程の特例（以下「JASDAQ特例」）において定める。 	<ul style="list-style-type: none"> JASDAQ市場は、現行の大証における市場第一部及び市場第二部とは異なる新たな新興市場として新設する。 現行ヘラクレス及び経営統合時に新設される予定のJASDAQ及びNEOに係る特例は廃止する。
II 上場制度 1 開設市場	<ul style="list-style-type: none"> 大証が開設する金融商品取引市場は、競争売買市場、JASDAQ市場、J-NET市場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営統合時点では、大証において、競争売買市場、J-NET市場、JASDAQ、NEO、立会外取引市場が開設されることとなるが、市場統合時に、これらの市場を上記目的に応じて整理統合する。

項 目	内 容	備 考
2 市場区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ JASDAQ市場においては、一定の事業規模と実績を有し、事業の拡大が見込まれる企業群を対象とした「スタンダード」と、特色ある技術やビジネスモデルを有し、将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした「グロース」の2つの市場区分を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スタンダード」と「グロース」は、新しいJASDAQ市場における2つの市場区分として新設し、それぞれに新規上場審査基準、上場管理基準及び上場廃止基準を有することとする。
3 対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、統合を予定している市場が、新興市場であるという特性を考慮し、JASDAQ市場の上場対象有価証券を見直すこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場統合前と市場統合後の対象有価証券は別紙のとおり。
4 現行市場における上場会社の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ヘラクレス、現行JASDAQ及びNEOの上場会社は、JASDAQ特例の施行日において、新設されるJASDAQ市場の上場制度に基づき上場していたものとみなす。 ・ 原則として、現行ヘラクレス（スタンダード）及び現行JASDAQの上場会社は、JASDAQ市場（スタンダード）に上場していたこととし、現行ヘラクレス（グロース）及び現行NEOの上場会社は、JASDAQ市場（グロース）に上場していたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JASDAQ市場への移行に際し、既上場会社からの事前申請があった場合には、左記原則によらず、大証における審査を経て、市場統合日までに移行する市場区分を決定することとする。

項 目	内 容	備 考
5 上場申請の手続き (1) 申請主義 (2) 申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場審査は，新規上場申請者の申請に基づき行う。 ・ 上場申請は，有価証券上場申請書の他，次の書類及びその他大証が定める書類を提出することにより行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 上場申請のための有価証券報告書 ② 上場申請のための四半期報告書 ③ JASDAQ新規上場申請レポート（通称『JQレポート』） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場申請書には，スタンダード又はグロースの別を記載するものとする。 ・ 記載内容は有価証券届出書に準じる。 ・ 上場申請に係る有価証券の上場日に応じ，上場日の直近の四半期に係るものを提出することとする。 ・ これに伴い，現行JASDAQにおいて提出を求めている，直前事業年度の第3四半期に係る「上場申請のための四半期報告書」については提出を求めないこととする。 ・ 現行JASDAQにおける「上場申請のための報告書」及び現行ヘラクレスにおける，「ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」確認資料」（以下「確認資料」）を廃止し，市場関係者の意見を踏まえつつ，より深度があり，かつ，実効性のある上場審査業務に資するため，新たに『JQレポート』として新設する。

項 目	内 容	備 考
(3) 上場審査	<ul style="list-style-type: none"> 上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループを対象に、上場審査基準（形式基準）に適合するものについて、審査（実質審査）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ただし、施行日後1年間は、現行JASDAQにおける「上場申請のための報告書」又は現行ヘラクレスにおける「確認資料」に、大証が定める追加資料を添付した資料を、『JQレポート』に替えて提出できることとする。 現行NEOにおいては、成長可能性のある新技術を有していることを審査基準としているため技術の実在性を確認することを目的として新規上場申請前に技術評価手続きを実施しているが、新JASDAQでは技術に関する評価を実質審査において確認することとする。
(4) 略式審査制度	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は、既上場会社であることを踏まえ、当該申請者の開示実績が良好である場合に、その状況を勘案して企業内容の開示の適正性に係る審査を略式化する対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の金融商品取引所には、大証を含む。以下同じ。 大証が開設する市場に上場されている株券について、市場区分変更審査を行う場合の取扱い対象を、国内の金融商品取引所に上場されている株券に拡大する。

項 目	内 容	備 考
III 上場審査基準 1 上場審査基準 (形式基準) (1) スタンダード a 公開株式数 b 株主数 c 浮動株時価総額	<ul style="list-style-type: none"> • 上場時の公募又は売出し株式数が上場株式数の10%又は1,000 売買単位のいずれか多い株式数以上であること。 • 上場の時までに株主数が300 人以上になる見込みのあること。 • 上場日における浮動株時価総額が5 億円以上になる見込みのあること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規上場申請者が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合で、浮動株式数が1,000 単位以上であるときは、適用しない。 • 浮動株の定義は、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式（信託銀行、証券金融会社、預託証券に係る預託機関等がその業務のために所有する株式であり、実質的に10%以上を所有するものではないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者の所有する株式（新規上場の場合に限る。）を除いた株式とする（現行ヘラクレスと同じ。）。 • 浮動株時価総額とは、上場に係る公募・売出し価格（既上場会社にあつては、当

項 目	内 容	備 考
d 純資産の額 e 利益の額 f 虚偽記載又は不適正意見等 g その他	<ul style="list-style-type: none"> • 上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が2億円以上であること。 • 上場申請日の直前事業年度における経常利益及び税金等調整前当期純利益が1億円以上であること。 • ただし、上場日における上場時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には、利益の額は問わないものとする。 • 最近2事業年度において虚偽記載がないこと。 • 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、「無限定適正意見」（直前事業年度の前事業年度については、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」）、「有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。 • 株式事務を株式事務代行機関に委託しているか又は当該株式事務代行機関から受諾する旨の内諾を得ていること。 • 単元株式数が、上場時に100株となる見込みのあること。 	<p>該公募・売出価格と1か月間の終値の最低価格のいずれか低い価格）に浮動株式数を乗じて得た額をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行ヘラクレスと同じ。 • 国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。

項 目	内 容	備 考
(2) グロース a 純資産の額 b その他 2 上場審査 (実質基準) (1) スタンダード a 企業の存続性 b 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと。 ・ 指定振替機関における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みのあること。 ・ 上場申請日の直前事業年度末の純資産の額は正であること。 ・ 利益の額を除き、スタンダードと同じ。 ・ 事業活動の存続に支障を来す状況にないこと。 ・ 企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制を確立していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益の額に関する形式基準は設けない。 ・ 外部経営環境及び内部経営資源等の状況から、今後の事業活動の存続に支障を来す状況にないことを確認する。 ・ 「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」に、現行の「企業経営の健全性」のうち役員体制に関する事項を合わせた審査項目を追加する。 ・ 役員体制、経営管理組織や会計組織が適切に整備、運用されていることを確認する。

項 目	内 容	備 考
c 企業行動の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 上場後において市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「企業経営の健全性」のうち、関連当事者取引、親会社からの独立性に関する項目に、上場会社が行う企業行動について適切な対応を求める事項を審査項目として追加する。 ①不当な関連当事者取引を行っていないこと、②経営陣が上場する意義・責任に関する識見を有していること、③企業行動規範を遵守する状況にあること、④直前事業年度の末日から起算して3年以内に新規上場申請者が解散会社となる合併等を行う予定がないことについて確認する。
d 企業内容等の開示の適正性	<ul style="list-style-type: none"> 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者が、新規上場申請者の議決権の過半数を実質的に所有している親会社を有している場合には、当該親会社が上場会社であるなど、当該親会社の開示が有効であることを求める。
e その他	<ul style="list-style-type: none"> その他公益又は投資者保護の観点から必要と認める事項 	

項 目	内 容	備 考
c 企業行動の信頼性 d 企業内容等の開示の適正性 e その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタンダードと同じ。 ・ スタンダードと同じ。 ・ スタンダードと同じ。 	年度の末日から起算して3か月目の日を迎えたときから適用する。
IV 上場管理 (1) スタンダード及びグロース共通 a 監視区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場に混乱を与える恐れのある問題行動を起こした上場会社や債務超過等の上場廃止基準に基づく猶予期間に入る銘柄について、迅速に投資者及び市場関係者に周知を図るための「監視区分」を新設する。 ・ 監視区分への指定及び解除等の運用については、必要な事項を別途定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理銘柄及び整理銘柄については、現行どおり。 ・ 指定の対象となる銘柄は、①特設注意市場に指定されている銘柄、②株券上場廃止基準の取扱いに基づく猶予期間入りとなっている銘柄、③適時開示規則及び企業行動規範の違反に係る警告措置を受け5年が経過していない銘柄等とする。

項 目	内 容	備 考
(2) グロース a 中期経営計画 策定の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1度，中期経営計画（3か年の経営計画）を策定することとし，遅滞なく当該計画を大証に提出することとする。 ・ 当該計画の内容に変更が生じた場合には，遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。 ・ 提出された経営計画は，大証が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長可能性を有した企業の上場を認めることから，グロース上場会社における経営計画の進捗状況及びその要因，並びに今後の進捗についての見通し及び前提条件を盛り込んだ内容について，最低年1度の中期経営計画策定及び公表を義務化する。 ・ 中期経営計画の参考様式は，別途定めることとする。 ・ 施行日前日時において現行NEOに上場する会社は，中期経営計画の策定に代えて，市場統合日までに開示された「マイルストーン開示」に記載されている今後の業績目標の期間が終了するまでの間，従前の「マイルストーン開示」を引き続き行うものとする。 ・ 現行ヘラクレス（グロース）上場会社がグロース上場会社となる場合，平成23年4月以後に開始する事業年度から適用する。

項 目	内 容	備 考
b 投資者向け説明の義務化	<ul style="list-style-type: none"> 提出された中期経営計画に基づいて、最低年に1回、投資者向けの説明会又は投資者向け説明会の開催に相当する活動を実施することを義務付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> グロース上場会社における投資者に対する適正な説明機会を確保する観点から、中期経営計画に基づいた投資者向け説明を義務化する。 現行JASDAQ上場会社に課せられているIR規則は廃止する。 現行ヘラクレス（グロース）上場会社がグロース上場会社となる場合、平成23年4月以後に開始する事業年度から適用する。
(3) 市場区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> 上場株券における市場区分（スタンダードからグロース又はグロースからスタンダード）の変更については、当該区分に上場している株券の発行者からの申請により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場区分の変更審査は、別に定める市場区分変更審査基準に基づき行う。
(4) 上場市場の変更	<ul style="list-style-type: none"> 上場株券における市場（市場第一部・第二部からJASDAQ市場又はJASDAQ市場から市場第一部・第二部）の変更については、当該市場に上場している株券の発行者からの申請により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場市場の変更審査は、別に定める上場市場変更審査基準に基づき行う。

項 目	内 容	備 考
V 上場廃止基準 (1) スタンダード及びグロース共通事項 a 浮動株式数	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度の末日において 500 単位未満となった場合において、1 か年以内に 500 単位以上とならないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 浮動株の定義は、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式及び上場株式数の 10% 以上を所有する株主が所有する株式（信託銀行、証券金融会社、預託証券に係る預託機関等がその業務のために所有する株式であり、実質的に 10% 以上を所有するものではないと認められる株式を除く。）を除いた株式とする（現行ヘラクレスと同じ。）。 新規上場審査基準における形式基準（最低公開株式数 1,000 単位）の半分の水準を上場廃止基準の抵触事由とする。 現行ヘラクレスにおいては当該基準が導入されていることから、施行日から適用する。 現行 J A S D A Q 及び N E O においては新設基準となることから、経過措置として、平成 25 年 4 月以後に開始する事業年度から適用する。

項 目	内 容	備 考
b 株主数 c 浮動株時価総額	<ul style="list-style-type: none"> • 事業年度の末日において150人未満となった場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。 • 事業年度の末日において2億5,000万円未満となった場合において、1か年以内に2億5,000万円以上とならないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規上場審査基準における形式基準（300人以上）の半分の水準を上場廃止基準の抵触事由とする（現行JASDAQ及びNEOと同程度。）。 • 施行日から適用する。 • 新規上場審査基準における形式基準（5億円以上）の半分の水準を上場廃止基準の抵触事由とする。 • 施行日前日時点において現行ヘラクレス（スタンダード）に上場する会社については、現行基準が5億円であることを鑑み、施行日より適用を開始する（既に監理銘柄に指定されている場合において、施行日時点で当該基準に該当している銘柄は上場廃止の猶予期間入り銘柄として取扱う。）。 • 現行JASDAQ及びNEOにおいては新設基準となることから、経過措置として、平成25年4月以後に開始する事業年度から適用する。 • それまでの間は、従前の時価総額に基づく廃止基準を適用する。 • 上場廃止基準について、現下の株式市

項 目	内 容	備 考
d 業績	<ul style="list-style-type: none"> 4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないとき。 	<p>場の状況に鑑み適用されている取扱いの一部変更措置は、その適用期間中は同様の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行日前日時点において現行ヘラクレス（グロース）に上場する会社については、現行基準（1億円）からの引き上げとなるため経過措置として平成25年4月以後に開始する事業年度から適用することとし、それまでの間は従前の浮動株時価総額に基づく廃止基準を適用する。 ビジネスモデルが崩壊した上場会社を放置することは、市場の信頼性をき損するものであるとの考えから、業績に係る上場廃止基準を新設する。 施行日以後、新たにJASDAQ市場（グロース）に上場する会社については、成長可能性に着目した市場区分特性を踏まえ、新規上場後5年間は適用を猶予する。 経過措置として、現行ヘラクレス、現行JASDAQ及びNEO上場会社については、平成23年4月以後に開始する事業年度を1年目として取扱う。

項 目	内 容	備 考
e 債務超過	<ul style="list-style-type: none"> 債務超過となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行日前日時点で現行ヘラクレス（グローース）に上場する会社については、当該会社の新規上場後3年間は適用を猶予する（現行ヘラクレス（グローース）に上場する会社に対する取扱いの継続。）。
f 株価	<ul style="list-style-type: none"> 株価が10円未満となった場合において、3か月以内に10円以上とならないとき。 対象となる株価は、月末終値と月平均価格のいずれか低い価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買管理の面からも問題があり、一定期間著しく低位にとどまるような市場評価を受ける上場銘柄を上場廃止の対象とする。 経過措置として、平成23年4月以後の売買から適用を開始する。
(2) グローース		
a 利益計上（黒字化）	<ul style="list-style-type: none"> 申請事業年度において営業利益の額が負であった企業が、上場後10年間に一度も営業利益を計上（黒字化）していない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置として、既上場会社については、平成23年4月以後に開始する事業年度を1年目として扱う。
b その他	<ul style="list-style-type: none"> 利益計上を除き、スタンダードと同じ。 	

項 目	内 容	備 考
VI その他上場制度 (1) 現行ヘラクレス (グロース)上場会 社の取扱い (2) 上場審査基準 (3) 上場廃止基準に 基づく措置の取扱 い (4) 企業行動規範の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日前日時点で現行ヘラクレス（グロース）に上場する会社は、当初からグロースに上場していたものとして取扱うこととするが、施行日以後においてスタンダードへの市場区分変更の申請を行う場合は、従前のおり形式審査のみ行うこととする。 ・ 施行日前日時点で、現行市場に上場申請を行っている新規上場申請者には、当該現行市場の新規上場審査基準を適用する。 ・ 施行日前日時点において、現行上場市場における上場廃止基準に基づく猶予期間に入っている銘柄については、現行上場市場の基準により上場廃止の判断を行う。 ・ 施行日前日時点において、特設注意市場の指定を受けている銘柄については、施行日前日時点における現行上場市場の基準により特設注意市場銘柄の解除の判断を行う。 ・ 現行 J A S D A Q 及び N E O 上場会社のうち、企業行動規範の一部（監査役会・会計監査人の設置、会社法上の内部統制システム整備に係る決定等）につき、上場日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ヘラクレスにおける所属変更審査では実質審査を行っていないことに対する激変緩和措置。 ・ 上記措置は、施行日以後1か年の猶予期間とする。 ・ 施行日前日時点で、現行市場において上場申請を行っている新規上場申請者（上場承認後上場に至っていない新規上場申請者を含む。）は、施行日以降も引き続き上場申請しているものとみなす。 ・ J A S D A Q 市場において廃止される現行上場市場の上場廃止基準に基づく措置については、施行日において当該措置の対象から解除する。 ・ 現行 J A S D A Q 及び N E O において、企業行動規範施行後に新規上場した会社に対する激変緩和措置。

項 目	内 容	備 考
(5) 上場審査料及び 上場手数料等	<p>から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えたときから適用することとなっている会社については、従前どおりの適用開始時期とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日以後1年間に新規上場する会社については、企業行動規範の一部（監査役会・会計監査人の設置，会社法上の内部統制システム整備に係る決定等）につき，上場日から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えたときから適用する。 ・ 上場審査料は200万円（定額）とする。 ・ 上場手数料は600万円（定額）とする。 ・ 年賦課金は，時価総額1,000億円以下の場合，年額100万円とし，同1,000億円超の場合，年額120万円とする。 ・ 追加上場手数料は，公募等の場合は調達金額の万分の8（上限6,000万円），優先株の転換・新株予約権の行使等による株式数の増加の場合は同万分の1とする。 ・ 監理銘柄（審査中）に指定されている銘柄に対する審査時及び特設注意市場に指定されている銘柄の内部管理体制の確認時に，上場管理料として100万円を請求することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行JASDAQ及びNEOを目指して上場準備していた会社に対する激変緩和措置。 ・ 上場会社の故意又は重過失により改善措置が求められる場合には，上場管理上の負荷に応じた上場管理料を課すこととする。 ・ 大証における市場第一部及び市場第二部においても，上場管理上の負荷に応じた上場管理料を課す方向で別途検討する。

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> 適時開示規則及び企業行動規範に基づく改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（改善状況報告書）を提出した場合にも、同じく上場管理料として50万円を請求することができるものとする。 T D n e t 利用料は、年額8万5,000円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月末日に4～9月分を、8月末日に10～翌年3月分を納入する。
<p>VII 取引参加者制度の整備について</p> <p>1 市場統合に際しての取引資格の取扱い</p> <p>2 取引所取引許可業者が取得できる資格の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大証における現物取引参加者が、市場統合によりJ A S D A Q 市場に移行されることとなる現行ヘラクレス上場銘柄の売買が行えなくなることから、市場統合日の前日の時点で大証の現物取引資格を有する参加者のうち、ジャスダック取引資格を有していない参加者に対しては、ジャスダック取引資格を付与することとする。 取引所取引許可業者は、ジャスダック取引資格を取得できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引資格の付与に際しては、参加者参加金は免除する。 当該取引資格付与を希望しない参加者は、その旨を申し出ることによって付与を受けないことができるものとする。

項 目	内 容	備 考
3 IPO取引参加者 4 取引参加者料金	<ul style="list-style-type: none"> IPO取引参加者は、大証の市場において当該IPO取引参加者が作成した推薦書を提出したJASDAQ市場の上場会社が発行する有価証券の売買についても、行うことができるものとする。 経営統合後のJASDAQ市場の市場動向や大証の経営状況等を勘案し、見直しを別途検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営統合時点では、当該IPO取引参加者が作成した推薦書を提出した市場第一部及び市場第二部の上場会社並びに現行ヘラクレス上場会社が発行する有価証券の売買を行うことができる。 取引料に係る料率については、引下げの方向で検討。
VIII 売買制度の整備について 1 信用取引・貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> 市場統合後の指定証券金融会社や制度信用・貸借銘柄の選定基準等については、別途検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定証券金融会社や制度信用・貸借銘柄の選定基準については、経営統合後には現行ヘラクレス及びJASDAQ等の各市場で異なることとなるが、これを市場統合後に、単一の証券金融会社、同じ選定基準として統一することとする。 市場第一部及び市場第二部に係る指定証券金融会社や制度信用・貸借銘柄の選定基準については、現状のとおりとする。

項 目	内 容	備 考
<p>2 リクイディティ・プロバイダー（LP）制度</p> <p>(1) 対象とする銘柄</p> <p>(2) LPの義務</p> <p>(3) 取引料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • リクイディティ・プロバイダー（以下「LP」）の対象となる銘柄は、JASDAQ市場の全銘柄とする。ただし、高流動性銘柄については、後述の流動性供給料の支払いの対象としない。 • LPは、「売り又は買いの一方若しくは双方の注文」を提示するものとする。 • LPの取引に係る取引料は、一般の取引と同様に取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行JASDAQ及びNEOの売買と同様、上期（1月～6月）と下期（7月～12月）のそれぞれについて、合計売買代金の上位10銘柄を高流動性銘柄とする。 • 市場統合に伴いJASDAQ市場上場銘柄となる現行ヘラクレス上場銘柄についても、平成22年8月の届出からLP制度の対象とする。 • 現行JASDAQ及びNEOの売買と同じ。 • 現在は、ザラバ約定のうち、LPが先に注文を出していた場合の取引について、当該取引に係るLPの取引料の90%を割り引いている。

項 目	内 容	備 考
(4) 流動性供給料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> LPが、LPとなることを大証に届け出た銘柄（以下「LP銘柄」）に係る自己の計算による売買代金に一定の率を乗じた額を、流動性供給料として支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> 流動性供給料の支払い対象となるLP銘柄は、現行のとおり、高流動性銘柄（売買代金の上位10銘柄）を除くこととする。 料率は、取引参加者料金の見直し等と併せて別途検討する。 現在は、LP銘柄のザラバ約定のうちLPが先に注文を出していた場合の取引について、当該取引に係る取引料（標準料率）の5割を支払っている。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> その他のLP制度については、市場統合前の制度と同様とする。 	
3 立会外分売	<ul style="list-style-type: none"> JASDAQ市場の内国株券に係る立会外分売により執行できる顧客の売付注文の数量は、現在大証が定めているヘラクレス内国株券に係る当該数量と同じとする。 JASDAQ市場の内国投資証券及び外国株券に係る立会外分売により執行できる顧客の売付注文の数量は、現在大証が定めている内国投資証券及び外国株券に係る当該数量と同じとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行ヘラクレス（スタンダード銘柄）に係る当該数量はJASDAQ市場（スタンダード銘柄）、現行ヘラクレス（グロース銘柄）に係る当該数量はJASDAQ市場（グロース銘柄）とそれぞれ同じとする。

項 目	内 容	備 考
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の売買制度については、市場統合前の制度を原則として適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場第一部及び市場第二部等の上場銘柄とJASDAQ市場上場銘柄が混在するバスケット取引については、現物取引資格及びジャスダック取引資格の両方を有する参加者については可能とする。
IX その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行う。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

- 平成22年10月を目途に実施する。

以 上

◇ JASDAQ市場の上場対象有価証券

市場	統合後の対象有価証券	統合前の対象有価証券
競争売買市場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券 ・ 外国株券 ・ 優先出資証券 ・ 新株予約権証券 ・ E T F ・ 内国投資証券 ・ 外国投資証券 ・ カバードワラント ・ 債券 ・ 転換社債型新株予約権付社債券 ・ 外国株預託証券 ・ 受益証券発行信託の受益証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券 ・ 外国株券 ・ 新株予約権証券 ・ E T F ・ 内国投資証券 ・ 外国投資証券 ・ カバードワラント ・ 債券 ・ 転換社債型新株予約権付社債券
JASDAQ市場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券 ・ 外国株券 ・ 新株予約権証券 ・ 転換社債型新株予約権付社債券 ・ 出資証券 ・ 内国投資証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券 ・ 外国株券 ・ 優先出資証券 ・ 新株予約権証券 ・ 転換社債型新株予約権付社債券 ・ E T F ・ 出資証券

市 場	統合後の対象有価証券	統合前の対象有価証券
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国投資証券 ・ 外国投資証券 ・ 外国株預託証券 ・ 受益証券発行信託の受益証券
<p style="text-align: center;">J - N E T 市場</p>	<p>競争売買市場及び J A S D A Q 市場に上場している、内国株券、E T F、内国投資証券、カバードワラント及び転換社債型新株予約権付社債券</p>	<p>競争売買市場に上場している、内国株券、E T F、内国投資証券、カバードワラント及び転換社債型新株予約権付社債券</p>